

# 伊賀市子ども・子育て支援事業計画について

# 輝け！いがっ子応援プラン 伊賀市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)について

○輝け！いがっ子応援プラン 伊賀市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)は、「10年後、20年後の次世代の育成」「家庭での子育て、家庭教育の重視」「地域が果たす役割の再認識」を基本理念としてめざすべき伊賀市の姿を「家庭と地域の連携のもと、10年後、20年後の次世代の親が健全に育つ伊賀市」として、前期計画における成果と課題を検証しつつ伊賀市における新たな次世代対策について定めるため策定したものである。

○後期計画では、基本理念の具体化に向け4つの基本課題と、それに基づく施策・事業を掲げている。これはニーズ調査、パブリックコメント等をもとに、少子化対策推進委員会において審議をいただき策定をしたものである。

○子育て包括支援センターの整備、延長保育、一時預かり実施保育所箇所数の増加、保育所再編整備の推進、保育所の施設整備などが具体化されています。

## ◎輝け！いがっ子応援プラン 伊賀市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の構成

### ★[課題]★

- (1) 公的サービスの充実と地域互助活動の進展
- (2) 保健事業の充実と医療従事者の不足
- (3) きめ細やかな教育の推進と地域の教育力の向上
- (4) 安全確保の取組とより一層のワーク・ライフ・バランス

I 地域における子育て支援の充実  
(子育て支援サービス)

II 親子の健康確保と増進  
(保健・医療)

III 教育環境の充実  
(次代の親の育成)

IV 成長支援のための生活環境の整備推進  
(生活環境の整備・仕事と生活の調和)

ニーズ調査

パブリック  
コメント



## 次世代育成支援対策地域行動計画(後期計画)から子ども・子育て支援事業計画へ

○次世代育成支援対策推進法は、平成26年度までの時限立法である。今後法律が延長される予定であるが、地方公共団体は、子ども・子育て支援法により子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられることにより行動計画の策定は任意化される。

○子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法に規定する項目を盛り込むのはもちろんのこと、次世代育成支援地域行動計画の内容を踏まえ、本市の課題に即した計画を策定していきたい。

○子ども・子育て支援を中心に施策・事業を考え、計画を組み立てていきたいと考える。

### 伊賀市子ども・子育て支援事業計画の記載事項及び範囲について

#### 1 必須記載事項

(1) 教育・保育提供区域の設定

(2) 1. 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(2) 2. 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 1. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(3) 2. 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

#### 2 任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

(2) 子どもに関する都道府県が行う施策との連携

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

#### 3 次世代育成支援対策地域行動計画の記載事項

※次世代育成支援対策地域行動計画から引き継ぐべき事項

個別計画(一般施策)で対応・進行管理するものを除く